

國第二十四回 會參議院地方行政委員會會議錄第三十號

昭和三十一年四月三十日(月曜日)午前  
十一時二十八分開会

委員の異動  
部自治財政廳財政課長 柴田 譲君

四月二十八日委員川村松助君及び横川信夫君辞任につきその補欠として川村松助君及び横川信夫君及び木村守江君を議長において指名した。

出席者に左の通り。  
委員長 松岡 平市君  
理事

伊能喜一君芳雄君

- 公営住宅の起價に関する請願（第三三二号）
- 昭和三十一年度公共事業費割当方針  
是正に關する請願（第九二五号）
- 地方自治体に対する国庫補助金等決

○地方自治体に対する国庫補助金等決定議案(第一〇三二号)

○山形県山辺町の上水道布設工事費起  
木島虎藏君 債許可に関する請願(第一二五四号)  
佐野廣君 堀末治君 ○地方交付税法の一部を改正する法律  
横川信夫君 ○地方財政の再建等のための公共事業  
後藤文夫君 に係る国庫負担等の臨時特例に関する  
野田俊作君 法律案(内閣提出、衆議院送付)

**國務大臣**　國務大臣　太田　正孝君  
**政府委員**　○地方財政法等の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市和) 委員会を開き  
おや。

事務局側　自治財政部長　後藤　博君  
委員の異動を御報告申し上げます。  
四月二十八日付委員川村松助君、横川

第二部 地方行政委員会會議録第三十号 昭和三十一年四月三十日 [參議院]

その次は同じく地方財政の確立のた

引き上げること、地方債証券公庫を設立すること等を要望するものであります。

最初の第二号は地方財政の確立に関する件であります。地方財政の確立のために地方交付税の税率を二八%まで

○専門員(福永与一郎君)お手元に差し上げてござります。一覧表の順序で、一応簡単に御説明申し上げます。

顧第二号地方財政の確立に関する請願はか十一件を便宜一括して議題に供します。まず専門員よりこれら請願の内容説明を聴取いたします。

す請願の審査を行います。お手元に資料が配付してございますので、この表によつて審査を行なつて参ります。請

審査を屬さずか、一四日までこれに連連のあります詰願が十二件付託をなっておりますので、この際法律案の審査の参考とする意味におきましてま

公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案、以上三案について審査を頃、ますぶ、一年目までこれら

○委員長(松岡平市君) 本日は前回に引き続き地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための

川村松助君 桃川信夫君がそれを承  
員に任命せられました。以上御報告申  
し上げます。

たに高橋衛君、木村守江君が委員に任命せられました。本日付委員高橋衛君、木村守江君が辞任せられ、新たに

信夫君はそれぞれ辞任されました。新

委員會會議

卷之三

ために地方債について償還期限の延長、利子の一部補給、それから交付税の率の二八%までの引き上げ等を希望するものでございます。

その次の五百一十一号は地方財政再建措置を講じていただきたいというものであります。提出の時期が今国会の初めの前のようでありますから、この点に触れておるものだと思います。それからその次の十四号は、高等学校が教育制度の中の谷間のよな格好になつておつて、単位費用も非常に低い状態でありますので、これを現在の九千六百円から一万五千円程度に引き上げられたいというものです。

その次の三件は、地方公務員の期末手当増額に関する件でありまして、期末手当〇・二五カ月分を、政府がこれに要する経費を全額措置されるようにとすることを要望するものであります。

その次は、地方財政の確立に関する件であります。提出者は東京都労働組合連合会の中の岡本丑太郎はか三千数百名であります。内容は地方財政の確立をはかるために、たばこ消費税の地方譲与率を三〇%に引き上げることと、入場譲与税法の改正を取りやめること、地方起債のワクを撤廃すること等の措置を講じて、もつて東京都財政の確立を期せられたいという意味でござります。

その次は、第九百二十五号、現在の政府の起債割当、公共事業の割当方針が富裕府県に厚く貧弱県に薄いというような傾向にありますので、これが是

ごぞいます。

その次は、千七十二号地方自治体に対する国庫補助金等決定促進の請願であります。

最後のは、山形県山辺町は合併町村であります。新町村建設計画中、上水道布設は最も緊急を要するものであるから、地方財政困難の折柄、総工費四千万円の上水道布設財源確保のために起債を許可せられたいという趣旨のものでございます。

○委員長(松岡平市君) 次にただいまの各請願に対する政府の意見を聴取いたします。

○政府委員(後藤博君) 第二号の地方財政の確立に関する件であります。これは繰入率二五%を昭和三十一年度以降二八%まで引き上げるというのが第一点であります。それから第二点は地方自治団体の財政負担となり、かつ必ずしも必要性のない行政機構をすみやかに改正する、三、地方債資金の現況にかんがみ地方債証券公庫を設立すること、四、現行の地方税制度においては地方税の総額は不十分であり、かつ弾力性にかけているから自主財源を豈願でございますが、これは昨年の十

二月に出されたものでございまして、その後二五%に本年度の計画はなっておりまます。それから必要のない行政機構の改革等についても、自治法等によりましてある程度の改革をいたしておりまます。それから地方債証券公庫の問題につきましては、これは率がだんだん低下いたします現状にありますので、その行方をもう少し見定めた上でさらに構想を新たにいたしまして、私どもこの法案を出したいたと考えておられます。一応本国会には提出次第であります。一応本国会には提出するのを取りやめた次第でございまして、これは自財源を増強する方向に、今年の財政計画の上でも今度の税制の改正でもいたしたのであります。

それから第千三百号も大体同じ趣旨の請願でございますので、第二号の請願と同じような考え方でござります。それから第五十一号は、これも先ほど申し上げましたように、交付税の税率を二五%にいたしましたし、再建特別措置法の通過がございましたので大体実現されたわけでございます。

それから十四号の高等学校の単位費用でございますが、これは毎年少しつつ単位費用を上げて参りまして、もちろん三十一年度も単位費用を上げております。生徒数を基準にして一人当たり一千七百九十七円を一千八百十円に上げております。この基礎になりますものの標準団体における先生の数をふやしたのでございます。これを少しづつふやして毎年きている。従つてこの請願には大体こたえることになると思ひます。

ます。

それからその次の地方公務員の期末手当増額であります。○二五分のものは、これは単位費用の中に全部織り込んであります。従つて給与に関する関係におきましては全部○・二五を付加した単位費用に直したのであります。

それから次の地方財政の確立に関する件、千九百三十三号であります。これは東京都だけから東京都の立場からたばこ消費税の地方譲り率を三〇%に、入場税と税の税率改正を取りやめても、入場税と税の税率改正を取らなければいけないといううたしか請願であったとありますので、そちらの方を督促いたしました。

それから次の三百三十二号の公営住宅の起債願にはその通りにはなっておりませんが、全体の財源増強の方策の立場から思いますが、これは全体の自主財源のあり方、調整財源のあり方等に関するものであります。地方団体だけの請

願にはその通りにはなっておりませんが、全体の財源増強の方策の立場からたばこの消費税も上つておりますし、入場税の税率の改訂もやむを得ない

に大きいということわざわかるのであります。他の起債よりも公営住宅の起債は充当率を引き上げております。しかし現状においては百パーセントに充當率を引き上げるまでの起債余裕がないのでございます。

それから最後に山形県の上水道の施設工事費の起債許可であります。これは私どもよく話をまだ伺つておりませんが、認可があるかどうかはつきりいたしておりません。これは県の

事業認可の範囲であるか、国の事業認可の範囲であるかはつきりいたしておりませんので、ここでお答えすること

して、まだすつきりした姿になつてないようになります。これら請

願の願意をも参考されまして、法律案

の審査をお願いいたしたいと思ひます。

○伊能芳雄君 地方財政の再建等のための公共事業に係る法律案、この法律案は、内容はもちろん國の負担率を多くして地方団体の負担率を少くする

場としては、地方制度調査会の答申のような努力をしたけれども、さしあたりは再建のためにもうしばらく臨時条例でやつて、そうして将来恒久的なものを考えたい、こういう趣旨ですか。

○政府委員(早川崇君) 御趣旨の通りでございまして、この問題と関連をいたしましたが、三公社の課税につきましてもその他の問題にしても、臨時特例によってくれといふ意見があつたのであります。

○伊能芳雄君 三十四年の三月三十一日、ちょうど三年ばかりこれをやつてみるわけですが、その間に十分地方財

政の確立といふことは、ただいま請願の中にもたくさん出ているよう問題の多いところでありますから、ほかのいろいろな問題と総合して恒久的な負

担率をきめられることを要望しておきます。

○委員長(松岡平市君) 速記しばらくとめて。

午前十一時四十八分速記中止

午後零時二分速記開始

○委員長(松岡平市君) 速記しばらく下さい。

○伊能芳雄君 そうすると自治庁の立

てはこの程度にいたします。これら請

願の願意をも参考されまして、法律案

の審査をお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(松岡平市君) ただいま説明

ができないのであります。

大体以上簡単に意見を申し上げた次

第であります。

○委員長(松岡平市君) ただいま説明

ができないのであります。

○伊能芳雄君 そうすると自治庁の立

てはこの程度にいたします。これら請

願の願意をも参考されまして、法律案

の審査をお願いいたしたいと思ひます。

○伊能芳雄君 ただいま説明

ができないのであります。

○伊能芳雄君 ただいま説明

ができないのであります。

○伊能芳雄君 ただいま説明

ができないのであります。

が、先日の委員会でも大蔵大臣を目の前に控えて、委員長みずから発言をされて、いろいろ地方財政が赤字で困っているということについては、この前一般財源の不足をカバーするために起債を認めてきておる、そういったことは償還財源のないものを起債にたよつて財源不足をカバーしてきたというような方策をとったことが、今日非常な地方財政の困難を来たしておる原因だと、このことについてには、国が相当責任を持たなければいかんと思うというような御発言がありました。大蔵大臣もそのことはよくわかつておるというようなお話をあつたけれども、この間の大蔵大臣のここで御答弁だけで、私は国が責任を持つてそれならそれをどうしようというここまで期待することができないのじやないかと思います。そこで三十一年度における地方債計画というものは、一体どうなつていいのか、やはり依然として漸減はしておつても、償還財源の見込みのないにかかわらず、財源不足に充てるものがやはりこの中に含んでおるのかどうか、その辺をひとつはつきり説明を聞いておきたいと思います。

もは考へておるわけであります。まず最初の地方債の将来における量を減らしていくといふ建前といたしまして、本年度は一般会計分の地方債を減らして、その減らした分をある程度公営企業の方でぶやしていく、総量はあまり変えない、総量もできれば少くしたいのですが、現状におきましては公営企業分がまだ少いのです。これは公営企業分はもつと伸びなればならぬ場合もあると考へます。従つて地方債の総量は大体一千二百億前後のところをしばらく続けてもらいたい。そのうちで一般会計分をできるだけ少くしていこう、特に一般会計分のうちでも一般補助事業分と申しますか一般的事業債分、こういうものを少くしていこう。一般会計分でもたとえば災害とか学校関係だとかいうものは、そう減らすわけに参りません。従つてその以外の一般事業債を少くしていこうという方針をとつたのでございまして、従つて一般補助事業では、一般事業債では大体百八十五億ばかり昨年よりも少くなつております。一般会計分の総量では七十五億少くなつておりますが、事業債分を、一般事業債分を少くしていくという方針をとつてそういう結果にしたのであります。それと同時に一方交付税法の改正をいたしまして、この從来財源的な割当をしておりました貧弱県の起債の量を少くするために、交付税法の改正によりまして投資的経費を延ばして、そうして一般財源を多くしていこう。こういう方針をとつたのでござります。そういうことが償還という問題を少くしていくことになると思います。

たび申し上げましたように、まあ大きな方向としては三つくらいの方向がございます。それは一つは借りかえをしていく。これは低利借りかえでなければ意味がないのです。一応低利借りかえの方針をとっております。それからできれば利子補給、これは全額ではございませんが、ものによっては利子補給の方法をとっていく。それからさらにでき得べくんば国への肩がわりの方式を考えていく。こういうような方法をちゃんとやる方法もござります。そういう方法によつて将来の起債の山を崩していくこう。こういうのがまあわれわれの考え方でござります。で、もちろん個々の団体につきまして場合には、今度は償還能力というものを中心に考えていかなければなりません。今までも考えておるのでございまするけれども、昨年頃から償還能力といふものを強く考えて、償還能力のない所はあまり起債の量を多くしないという方針で本年もいきたい。かように考えておるわけでござります。しかし償還能力といふものを一体どういうふうに見るかと、こういう問題が一つあります。財政力の問題とあわせてその財政運営がその団体においてちゃんとしたものがあれば、これも償還能力の一つに勘定ができるのではないか。従つて再建整備をやる団体におきましても、再建整備計画がはつきりしておれば、それは償還能力があるということが言えるのであります。財源が相当ありますても、赤字が年々ふえていくような財政運営をしておりますような所では、再建計画のないような所では、やはり償還能力というものを見通しはつかないと、こういうふうになると私は

たちは考へておるのでござります。ま  
なくするというわけには参りません。  
しかし償還能力に応じた起債をつけて  
いくという方針をしばらくとつていいき  
たいと考える次第でございます。

○森下政一君 既往の分をどうするか  
ということについては、今おっしゃつ  
た三つの方法、ことに國が肩がわりす  
るなどということは、これはできれば  
これに越したことはないと思ひますけ  
れども、國としても国みずから財政  
関係があることございますから、そ  
う何でもかんでも國に押しつけるとい  
うことでもできないだらうと一應考え  
る、利子補給を講ずるとかいろいろな  
方法で、あるいは國が一部漸次肩がわ  
りをしていつて、あくまでも起債の残  
を消していくとか何とかいうような方  
法を講じなければならぬ。ところで一  
つの方法としては、償還能力のないも  
のに起債を認めるなんていうことをな  
るべく少くしなければ、問題はいつま  
でたつても先へ延ばされていくといふ  
ことになる。既往のものをどんな手段  
を講じてくすしていつても、毎年々々  
償還能力に見合わないような起債がふ  
えていくなんていうことでは、どうて  
い私はこの問題は解決しないと思う。  
そこで今おっしゃった、たとえば災害  
の復旧であるとか、学校とかいうもの  
を重点的に考えなければならぬ、その  
ほかの一般事業債というものはなるべ  
く抑える。漸減の方針をとるといわれ  
るが、これはやはりつきり償還の財  
源が明確に見通しが立つといふもので  
ないものを、やはり三十一年度の起債  
計画の中にも一部分は含んでおるとい  
うことですか、どうなんですか。たと

○政府要員(後藤博君) 一般事業債の中に二つ種類があります。一つは単独事業のようなもので、一つ一つ個々に査定をしてつける場合、この場合には償還財源というものはある程度はつきりしております。しかし補助事業のつけ方自体は、従来はいろいろの補助事業が県あたりにございますが、その補助事業の負担額を算計しまして、その負担額の何パーセントというようなつけ方をしてきたのであります。従つて財源的な考え方をしてきたのであります。そこで今度はそういう数字を出しました場合に、その程度の将来の起債の償還ができるかどうかということを、財政全体の判断から出さなければいかぬわけです。従つてこの点が非常にむずかしいのでありますと、その団体の財政の将来の計画の上で、そういう償還費が出てくるかどうかという見通しをつけなければなりません。個々の団体では、その起債の額をどこに重点をおくかということは、われわれはやかましくあまり言つていないのであります。一括して補助事業分はこれだけだ、それをどこに、たとえば住宅に重点をおこうが、河川に重点をおこうが、これは個々の団体にある程度まであります。従つて財政全体を見てその団体が健全財政の運営をしておるかどうか、赤字が累積しておるかどうか、その累積がとまっているかどうか、というようなことが、やはり判断の資本であります。従つて財政全体を見てはなんですか。

料になるわけあります。従つて健全財政をやつておれば問題ないのですが、今度は再建計画を立てちゃふんと健全財政の方向に参りますような団体は、やはり一応の償還能力というものは、つまり償還というものを計画の中に入れて参りますから一応めどが立つておると、こういうふうに見られます。しかし赤字がどんどんふえておる、その赤字のふえてくる要素というものを除いてないような団体は、やはり全體として償還能力は欠けておる、こういう判断をせざるを得ないのであります。その場合に、全然起債をつけないかどうかという問題がある。そこまでにはまだ踏み切ることができない。やはり起債のある程度は考えなければならぬと思いますするけれども、非常に財政運営の悪い団体につきましては許可しない。そういう補助事業の起債を許可しないということもあり得るといふことを、はつきり起債の許可方針に考へておるわけであります。

○森下政一君 つまりこれまでの方針としては、少し何というか、そこまで考へておるわけですね。

財政運営が健全でないそういうものには起債をなるべく認めない、というような方針がきめられておらなんだと私は思うのです。少くともこれからはそうではなくてはいけないと思う。一切認めたまでもわからぬけれども、しかしが将来に残さぬということにしなければ、私は赤字といふものは解消しないと思う。それからこの際一つもう一へんお伺いしておきたいのは、臨時国会でも地

方の赤字という問題が論議されたときには、口をそろえて各議員諸君から唱えられたことは、これらの補助金行政とにかくそれこそ名目だけのような補助をして、かえってそのために地方が持ち出さなければならぬものが非常に多く立つておると、こういうふうに見られます。しかし赤字がどんどんふえておる、その赤字のふえてくる要素というものを除いてないような団体は、やはり全體として償還能力は欠けておる、こういう判断をせざるを得ないのであります。その場合に、全然起債をつけないかどうかという問題がある。そこまでにはまだ踏み切ることができない。やはり起債のある程度は考えなければならぬと思いますするけれども、非常に財政運営の悪い団体につきましては許可しない。そういう補助事業の起債を許可しないということもあり得るといふことを、はつきり起債の許可方針に考へておるわけであります。

○政府委員(後藤博君) 補助金行政につきましては、改革を要する点が非常

に多いのであります。政府におきましては、昨年ごろからこの補助金の整理統合、廢止統合も行われておるのであります。しかし個々の一つ一つをとつて見ますと、なかなかそれの理由があるようあります。政府におきましては改廃が行われないのであります。

○森下政一君 それからもう一つ、財

○説明員(柴田謹君) 非常に小さいものになりますと、百万円程度のものも許可します。

○森下政一君 それは一府県当たりであります。

○説明員(柴田謹君) 総額で百万円であります。なお三十年度は地方一般財源に振ります。しかしながら補助金は大体十数件でござります。

○森下政一君 それからもう一つ、財

○説明員(柴田謹君) 政策を策定されるということです。

○森下政一君 太田自治庁長官がお見

たとえば、三十一年度の地方交付税が二五%にきました。三%昨年より

税が二五%にきました。三%昨年より

か交付税率が引き上げられた。これは最初に國の方の財政の都合で二五%と

いうことがきました。そういうことが御高見を伺つておきたいのです。

○國務大臣(太田正孝君) 理筋といった

にはなつてないと思います。○森下政一君 現在補助金の出されることは、これらはあまりに放漫というか、とにかくそれこそ名目だけのような補助をして、かえってそのために地方が持つておると、何とか整理して、その弊害を芟除しなければならぬということは、もうほんとんど軌を一にして各議員が唱えておられたが、それについて改廃が三十一年度ではなされたように思います。が、一体どれくらいの種類の補助金を、一一本に言つておりますけれども、そのうちの補助金のつけ方もいろいろあります。たとえばこれは農業関係で申しましても、農業委員会の補助金と、こう一本に言つておりますけれども、そのうちの補助金のつけ方もいろいろあります。たとえばこれは農業関係で申しますので、われわれは大体大まかに三百件ぐらいあると考えております。

○森下政一君 そのうちで類の少いものになつてくると、どのくらいになりますか。

○説明員(柴田謹君) 非常に小さいものになりますと、百万円程度のものもございます。

○森下政一君 それは一府県当たりであります。

○説明員(柴田謹君) 総額で百万円であります。なお三十年度は地方一般財源に振ります。しかしながら補助金は大体十数件でござります。

○森下政一君 それからもう一つ、財

○説明員(柴田謹君) 政策を策定されるということです。

○森下政一君 太田自治庁長官がお見

たとえば、三十一年度の地方交付税が二五%にきました。三%昨年より

税が二五%にきました。三%昨年より

か交付税率が引き上げられた。これは最初に國の方の財政の都合で二五%と

いうことがきました。そういうことが御高見を伺つておきたいのです。

○國務大臣(太田正孝君) 理筋といった

しまして、おっしゃる通りであります。それが地方財政の今後のいくべき道か

だと思います。しかしよく言われるよう

に、今までの地方財政がずいぶん困か

て地方の財源を獲得しようという苦労を払われて、そうしてほんとれくら

い、その種類も非常に多い。これらはあります。たとえばこれは農業関係で申しますので、われわれは大体大まかに三百件ぐらいあると考えております。

○森下政一君 そのうちで類の少いものになりますと、どのくらいになりますか。

○説明員(柴田謹君) 非常に小さいものになりますと、百万円程度のものもございます。

○森下政一君 それは一府県当たりであります。

○説明員(柴田謹君) 総額で一百万円であります。なお三十年度は地方一般財源に振ります。しかしながら補助金は大体十数件でござります。

○森下政一君 それからもう一つ、財

○説明員(柴田謹君) 政策を策定されるということです。

○森下政一君 太田自治庁長官がお見

たとえば、三十一年度の地方交付税が二五%にきました。三%昨年より

税が二五%にきました。三%昨年より

か交付税率が引き上げられた。これは最初に國の方の財政の都合で二五%と

いうことがきました。そういうことが御高見を伺つておきたいのです。

○國務大臣(太田正孝君) 理筋といった

しまして、おっしゃる通りであります。それが地方財政の今後のいくべき道か

だと思います。しかしよく言われるよう

に、今までの地方財政がずいぶん困か

だと思うのです。そんなら結局これは

地方の自主財源がふえたのかという

と、そうじゃないと思うのです。それ

は地方がますます國にたよらなければ

足らぬ、その足らぬものを交付税に仰

ぐということで二五%というものがき

ります。ただ今のようないいふうに思

うな議員提案がもう出て

持つておるのです。衆議院の社会観あ

たりでは、何でも交付税率を二七%と

いうものは、何とか地方が困つている

のだからしなければならぬというの

あります。たとえばこれは農業関係で申

しますので、われわれは大体大まかに

三%と申します。たとえばこれは農業

関係で申しますので、われわれは大体大まかに

も押しつけたものであるとか、責任論も起つておる次第でござります。現状におきましては、お話をのように交付税を返せばいいという議論が相当に強いのでございますが私としては、交付税といふものは最後に国から出すべきものであつて、最初からとるべきものじゃないとお考えのように私も思います。先ほど来の一般的の問題から申しましても、今地方財政はやや赤字へいく方を食いとめつのある現状でござりますが、交付税の問題といい、公債の問題といい、おそらく明年度の三十二年度の予算を組むころになりますといふと、非常に大きな問題として、交付税の問題も公債の問題も起つてくると思います。国家財政におきましても、だいぶ少し疲れたと申しますか、あるいは公債主義をとろうといふような傾向も少しあるようにも思います。そのときには地方の債務関係をどう考えるか、昔からの古い言葉でございますが、公債もやっぱり将来の税でございまして、この点について考えなければならぬ。現状の地方財政を埋めてゆくにつれて、ただ國から出すという交付税の問題と考えることはできない。國家の財政におきましても、この公債の問題といふものが、ことしは私は相當大きくなるのぢやないかと思うのです。そのときに地方債をどうするかという問題がからんでくるので、一本にして公債政策を考える非常に大切なときたと思います。その地方債につきましては、先ほど来指摘されましたように、利子をどうするか、過去の借金をどうするか、こういう問題がございます。この公債問題とからみまして、よく金のないときにはというので、地方の方へ回す金として義務教

育費の全額国庫負担というような議論も出ておりますが、私はこれは反対でございまして、總じて公債政策、税の問題、特に税のうちの交付税の問題につきましては、足らぬところは全部出せばいいという議論には私は賛成しません。できるならば自家財源でゆくのが筋でございますが、現状におきましてはまだそこまでいっておりません。しかも交付税が三大税の四分の一を占めている、こういう状況でございますので、これをふやすということは、国の財政でも大へんな問題だらうと思いますが、地方財政の建設から見ましても、私はこれにたよるということがなくて済む税法を考えなくちゃならぬ。公債政策と租制政策とからみまして、しかも本年における世界の経済情勢から、日本の輸出貿易がいろいろに及ぶ関係を考えますと三十二年度といふものはこういう意味において非常にむずかしい時期である。けれども地方財政を氣やすくただ交付税もつて埋めてゆけばいいというような考え方私は持つておりません。しかも現状の二割五分というものは、大きな國から出る金である、こういうふうに考えております。

ぎり一ぱいで、おそらくはできなくて先の借りかえ等で延ばすというような措置を講じられたに違いないと思います。そうすると、先ほど部長の御説明を聞いておると、これらの府県には起債の余地というものがない。そうすると一面片方には補助事業というものがざあつとあって、そうして全体で地方の起債のワクが今数百億ある。そうすると、財政再建整備をしたような所は、その補助事業というものは全然やる余地がない、こういうことになってくると思う。起債をする能力は、これは償還をする能力はないわけですから、財源を見つけるわけも何もない。おそらく再建整備で精一ぱいだ。そうすると再建整備後は起債能力はほとんどゼロだ。片方補助事業というものがあるて、国が何割かの補助をすればあとはやってよろしい。これはちゃんと非常に膨大な予算が片方国の予算にかかえられておる。そうすると今度のものは起債の能力のある所だけはやれるけれども、これはやれない。今までではそういう財源のない所でも、大体こう見て足りなければ起債人々でもつてきた。再建整備をやつたとたんにこれはできなくなる、こういう時代がもう歴然と出てくるであろうと私は考えます。が、そういう事実がないのかどうか。そういうことが出ればそれで差しつかえがないのかどうか。その点だけ一つ明らかにこの機会に聞かしておいていただきたいと思います。

を見込んでおります。従つてそれに見合つてこちらの起債も、そういう段階におきましてはむしろそれに見合う一般財源がないという現象が起きている、つまり起債は全額起債でございませんから、一般財源がなければできません。従つて一般財源の量が非常に減つてしまつたから事業総量を落さざるを得ない、将来の起債償還費にも関係がござりますけれども、従つて全体の量は少くなつておりますが、しかし府県のような団体におきましては、補助事業なしでおるというようなことは不可能でござりますから、一定の補助事業の量は確保するようにいたしております。従つてそれに見合つてこちらの起債も、ちゃんと計算をしておるのでございます。その計算の上に立つて再建計画はできておるのでありまして、補助事業が全然ないようなことにはなつておりません。

○委員長(松岡平市君) もう一べん聞きますが、それは今おっしゃつた、一般財源も起債もある程度のものは再建整備に自治庁としては見込んで案を立てさせておる、こういうことでござりますね。

○政府委員(後藤博君) 再建計画の中にはおっしゃいますようにちゃんと補助事業の総量というものを持めまして、大体それですと再建整備をやつしていくようになつております。事業ができるないような状態にはなつております。必要な事業というのは大体団体でわかつておりますから、総量を確保するようになつております。

○委員長(松岡平市君) 他に御質疑は

ございませんか。……質疑は終局した  
との認めます。  
これより三案を一括して討論に入ります。御意見のあります方は賛否を明  
らかにしてお述べを願います。ちょつ  
と速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記をつけて  
下さい。

○森下政一君 ただいま議題になつて  
おります地方交付税法の一部を改正す  
る法律案、地方財政法等の一部を改正  
する法律案、この両案には社会党は反  
対いたします。

その理由はきわめて簡単であります  
て、地方交付税法の一部を改正する法  
律案は、先刻質疑の際にも申しました  
ように、交付税制度そのものに私は疑  
義を持つておるのであって、地方自治  
の伸長のためにこの制度はむしろな  
くなる方がいいんじやないか、そうし  
ていよいよ自主財源を強化する方がよ  
いと考えるものでありますけれども、  
こういう制度がしかれております限り  
におきましては、現段階においては、  
多々ますます必ず交付税を多からし  
めることが、地方財政の赤字を解消さ  
せるものである、こう考えざるを得な  
い。そこではなはだ矛盾したような考  
え方のようでありますけれども、こ  
の制度がしかれておる限りにおいて  
は、ということを前提にして考えてみ  
ますと、なおこの交付税率が地方財政  
を救済するのに乏しいのじやないかと  
いうふうな懸念を持つものであります。  
地方財政計画を策定されるのに、  
三十一年度におきましてはいろいろな  
改善が工夫されまして、これで私は計  
画と決算とが著しく違うのは、だんだ

んその幅が狭められるであろうとは思  
いますけれども、しかもなお私はそ  
の幅が解消してしまるものだとは、考  
えることはできないのでありますし、そ  
交付税率はさらにもっと多くすること  
が望ましいと、こういう御点からこの  
法律案を不十分だと思いますので、そ  
の点で反対するわけであります。  
それから地方財政法等の一部を改正

する法律案であります。これは赤字解消のための再建促進特別措置法が提案されときに、社会党はこれに反対しました。なかなか例の退職償といいますか、六十億ほどのものは首切りの奨励だと言つて反対したのであります。が、その関連の意味におきましてこれは容認することができないという態度をとるわけであります。

それが最後に地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、これは社会党賛成いたします。

地方財政は今年度また非常な膨張を来たしており、これ以上の膨張はゆめしい問題であると思いまするので、少くともこれが拡大を防止すべきであると思うのであります。しかして交付税のものにつきましては、この二五%はすでに限界にきたものと思うのであります。財政調整も全収入の一六%にも及んでおる、こういうことでありますので、これはあくまでもこの程度にとどめて、他の方法を講すべきであると思うのであります。しかして地方税におきましても今年はある程度の新

税を設けられておりますが、この負担も私は限界に達しておると感じるのでありますて、今後必要に応じて同税と地方税との税源の再配分ということ

整をすみやかにはかつて、こういう臨時特例を廃止するようなところへもつていてもらいたいということが一つであります。

もう一つは、地方財政法の一部を改正する法律案の二条に、再建促進特別法の改正を扱っておりますが、この財政再建計画の承認が、直ちに承認によって自動的に退職金による地方債は

次に、地方財政法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の手を求めます。

大谷	賀雄	野田	俊作
後藤	文夫	小林	武治
佐野	廣	横川	信夫
木島	虎藏	川村	松助
○委員長(松岡平市君)	御署名漏れは ございませんが。……御署名漏れはな いと認めます。		

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、長野県小諸市の選挙区に関する  
請願(第一二八五号)

## 一、私鉄の事業税を所得課税とする の請願(第一二八九号)

一、輕油引取税創設反対に関する請願(第二二九二号)

## 一、地方財政の確立に関する請願 (第一三〇四)

一、国有資産等所在市町村交付金及  
(第一三〇号)

び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願（第一三〇一号）

(第一三〇五号)(第一三一九号)  
一、福島県安達郡の選挙区に関する

請願(第一三〇九号)

(第一三二四号)

第一二八五号 昭和三十一年四月十

七日受理  
長野県小諸市の選舉区に関する請願

請願者 長野県小諸市麦平  
七五六 依田英雄

紹介議員 羽生 三七君  
今国会で審議中の公職選挙法の改正案

に基く、小選挙区制の区割中の一部(長野県小諸市を南佐久、北佐久両郡から

分離して、上田市、小県郡地域に編入

する案)は、小諸市の歴史及び住民の意思を無視したもので、主觀的にも客觀的にも許容し難いものがあるから、小諸市の属する地域を、従来の地域に存置するよう、原案の修正を図られたいとの請願。

第一二八九号 昭和三十一年四月十日受理  
私鉄の事業税を所得課税とするの請願  
請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合総連合会内 藤田藤太郎

紹介議員 大倉精一君  
地方鉄道、軌道業に対する事業税は、運送業が独占事業であつて、その施設がぼう大であり、かつ営業地域が広範囲にわたり、地方団体から多大の便益を受けていること、また、この事業にかかる公租公課が利用者に転嫁することができる運賃料金制度であるという理由から外形標準課税となつてゐるが、同じ運送業であるバス等を含む自動車業に対しては、自動車運送事業及び通運事業の事業規模がほとんど中小企業で、独占事業の性格が弱く、また、公営事業として低運賃料金制度のもとで運賃上げが困難であるからといふことで、二十九年度から収益課税に改正されているのに、鉄道、軌道業をそのままえ置かれているのは、了解できない。更に、「地方鉄道、軌道整備法」の欠損補助鉄道には、事業税を所得課税する特例が認められているが、これは運賃原価に事業税額が完全に転嫁されないため、正当に輸送原価を計上すると大部分が欠損となるから、中私鉄はもち論、収益率のきわめて低

い地方鉄道、軌道業の現状を考え、地方鉄道、軌道業に対する事業税は、これを所得課税に改正し、課税の適正を図られたいとの請願。

第一二九二号 昭和三十一年四月十日受理  
軽油引取税創設反対に関する請願  
請願者 東京都港区芝高輪町三〇日本私鉄労働組合総連合会内 藤田藤太郎

紹介議員 大倉精一君  
現在自動車運輸労働者の多くは、企業の不振から極端な労働強化と低賃金に苦しめられている。かかるときに、企業に重要な比率をしめる燃料費の高騰であることとなる軽油引取税(一キロリットル六千円)が創設せられるることは、自動車運輸労働者の労働条件を益々低下させることとなるから、軽油引取税の創設には反対であるとの請願。

第一三〇一号 昭和三十一年四月十日受理  
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

紹介議員 横川信夫君  
地方財政の確立に関する請願  
請願者 宮城県議会議長 遠藤実  
紹介議員 高橋進太郎君 三浦義男君  
近年地方財政は急激に窮乏の度を深め、昭和二十九年度決算においては、地方財政の赤字の総額は六百四十八億円を超え、更に昭和三十一年度においても、その收支の状況は悪化の一途をたどり、最早一刻も放置し得ない状態であるから地方財政の根本的建て直しを行ふべきであるとの請願。

第一三〇〇号 昭和三十一年四月十八日受理  
地方財政の確立に関する請願  
請願者 宮城県議会議長 遠藤実  
紹介議員 横川信夫君  
国有資産等所在市町村の交付金及び納付金に関する法律案において、国立大学に所屬する演習林は教育用の行政財産であるとの見解で、地元交付金の交付の対象から除外されているが、從来国有林と同様に交付金を交付してきた事実と、諸災害に際し、或いは平時においても広大な山林財産を管理、經營するに当たり地元の協力なくしてはその目的を達し得ない特殊な事実にかんがみ、(一)演習林については他の文部省所管の固定資産と取扱を異にして農林省所管国有林野と同様、交付金を交付し得ること、(二)演習林の地元交付金の予算を農林省所管国有林と同様の積算の基礎により計算し増額する

こと等の措置を講ずる必要があるかについては、償還期限の延長を行うとともに年三分五厘を超える利子については国庫がこれを負担すること、(二)地方財源の充実措置ならびに給与費については、地方制度調査会の主旨によりこれを実施すること、(三)地方交付税については、その算定方法の合理化を図るとともに税率は、二十八ペーセント以上を基礎として算定すること等の措置を今国会において実現せられたとの請願。

第一三〇五号 昭和三十一年四月十九日受理  
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

紹介議員 石原幹市郎君  
福島県安達郡の選挙区に関する請願  
請願者 福島県安達郡二本松町字久保丁ノ五三安達二郎外一名  
第一三〇九号 昭和三十一年四月二十日受理  
福島県安達郡の選挙区に関する請願  
請願者 福島県安達郡二本松町

第一三一九号 昭和三十一年四月二十一日受理  
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

講願者

東京都世田ヶ谷区世田

ヶ谷二ノ一、〇八六

熊谷伊三郎外千二百五

十名

紹介議員

藤原 道子君

この諸願の趣旨は、第一三〇五号と同  
じである。

昭和三十一年五月一日印刷

昭和三十一年五月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局